

新たな総合 5 年計画の策定と関連する審議会や会議の状況（主なもの）

番号	審議会等の名称	計画名	次期計画の始期	審議状況
1	第 5 期介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定懇話会	第 5 期長野県高齢者プラン	H24	・「第 5 期長野県高齢者プラン」（計画期間 H24～26）策定（3/23）
2	長野県障害者施策推進協議会	長野県障害者プラン	H24	・「長野県障害者プラン2012」（計画期間H24～29）策定（3/23）
3	中小企業振興審議会	長野県ものづくり産業振興戦略プラン	H24	・「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」（計画期間H24～28）策定（3/23）
4	学ぶちから・学校力専門委員会	長野県教育振興基本計画	H25	・次期計画の重点分野である「学ぶちから・学校力」について課題と方向性について議論（3/29）
5	信州経済戦略会議	—	-	・H23年度第 3 回開催（2/10）
6	行政・財政改革推進本部	長野県行政・財政改革方針	H24	・「長野県行政・財政改革方針」（計画期間 H24～28）策定（3/23）

# 第5期長野県高齢者プランについて

## プランの性格及び期間

保険者である市町村・広域連合と協力・連携を図りながら、取り組むべき高齢者福祉施策についての基本的方向性、介護サービス基盤等の目標を定めた計画（期間 平成24～26年度）  
根拠法令：介護保険法第118条及び老人福祉法第20条の9

## 長野県の高齢化の現状

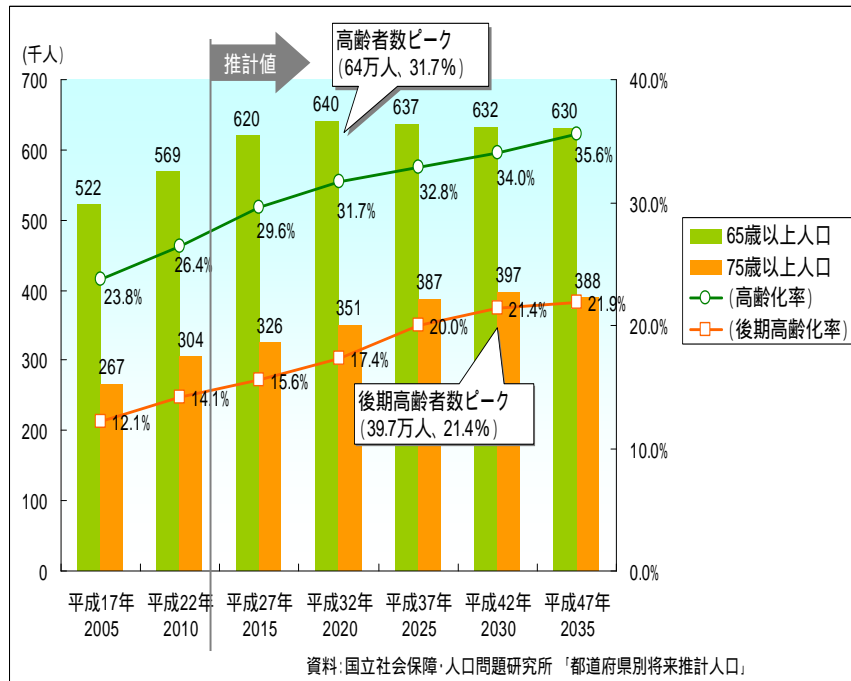
### 全国有数の健康長寿県

・平均寿命が男性は全国第1位（79.84歳）、女性は第5位（86.48歳）と高く、また一人あたり老人医療費が全国45位（長野県745,111円、全国882,118円）と低い等、全国有数の健康長寿県。

### 少子高齢化の一層の進展

・県内総人口が減少する中、高齢人口のみは増加し、支援を必要とする一人暮らし高齢者や要介護者、認知症高齢者も一段と増加。

高齢者数のピークは平成32年（64万人）、後期高齢者数のピークは平成42年（39.7万人）



## 平成32年（2020年）の長野県の目指すべき姿

どこの地域に住んでいても

「全ての高齢者やその家族が、健康長寿の喜びを実感しながらいきいきと活動し、介護が必要になっても住み慣れた地域で必要とする介護・生活支援サービスを受容できる社会」

の実現を目標とします。

## 取り組むべき主な課題

**生涯現役を目指す健康づくり・介護予防と社会参加の促進**  
高齢期を迎えても、自ら健康づくりに日常的に取り組むとともに、社会の重要な一員として経験や知識を生かし、生きがいをもって積極的に社会参加できるよう促進。

**住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる社会づくり**  
住み慣れた地域で暮らしたいという高齢者の願いを実現できるよう、身近な介護保険サービスやNPO等と行政の協働による支え合い活動等により、地域全体で高齢者を支える社会を構築。

**認知症高齢者ケアの推進**  
認知症になっても安心して暮らせるよう、身近な地域の中に相談できる医療機関や相談窓口、認知症ケア拠点などの整備を推進。

**特養の入所希望者に対応した基盤整備**  
8,400名強の方が特養への入所待ちをされており、平均待機期間も約17カ月のため、計画的な施設整備と重度化しても自宅で暮らせるような地域包括ケアの構築を推進。

**良質な介護人材の確保・養成**  
増大する介護ニーズを支える人材の確保等は重要な課題。介護の職場で誇りとやりがいを持って働けるよう、介護従事者の処遇向上やキャリアアップの仕組みづくり等を促進。

## 重点的取組み

- 地域包括ケアの総合的推進**  
医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して包括的な支援を提供できる「地域包括ケア体制」を日常生活圏域ごとに構築。
- 認知症対策の総合的推進**  
早期発見・早期診断、適切な対応のための体制づくり、認知症ケア拠点整備など認知症対策の推進。
- 施設サービス基盤の整備**  
中長期的視野に立った計画的な施設整備とともに、地域包括ケア体制の構築などによる特養入所希望者の縮減と待機期間の短縮。
- 介護人材の養成・確保**  
高齢者個々の希望と状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供できる介護人材の養成・確保と資質向上。
- 地域で支え合う仕組みづくり**  
一人暮らし等により、買い物や通院などの日常生活の諸活動が困難となる高齢者を支援する、地域の支え合い活動としての「互助」の取り組み拡大。

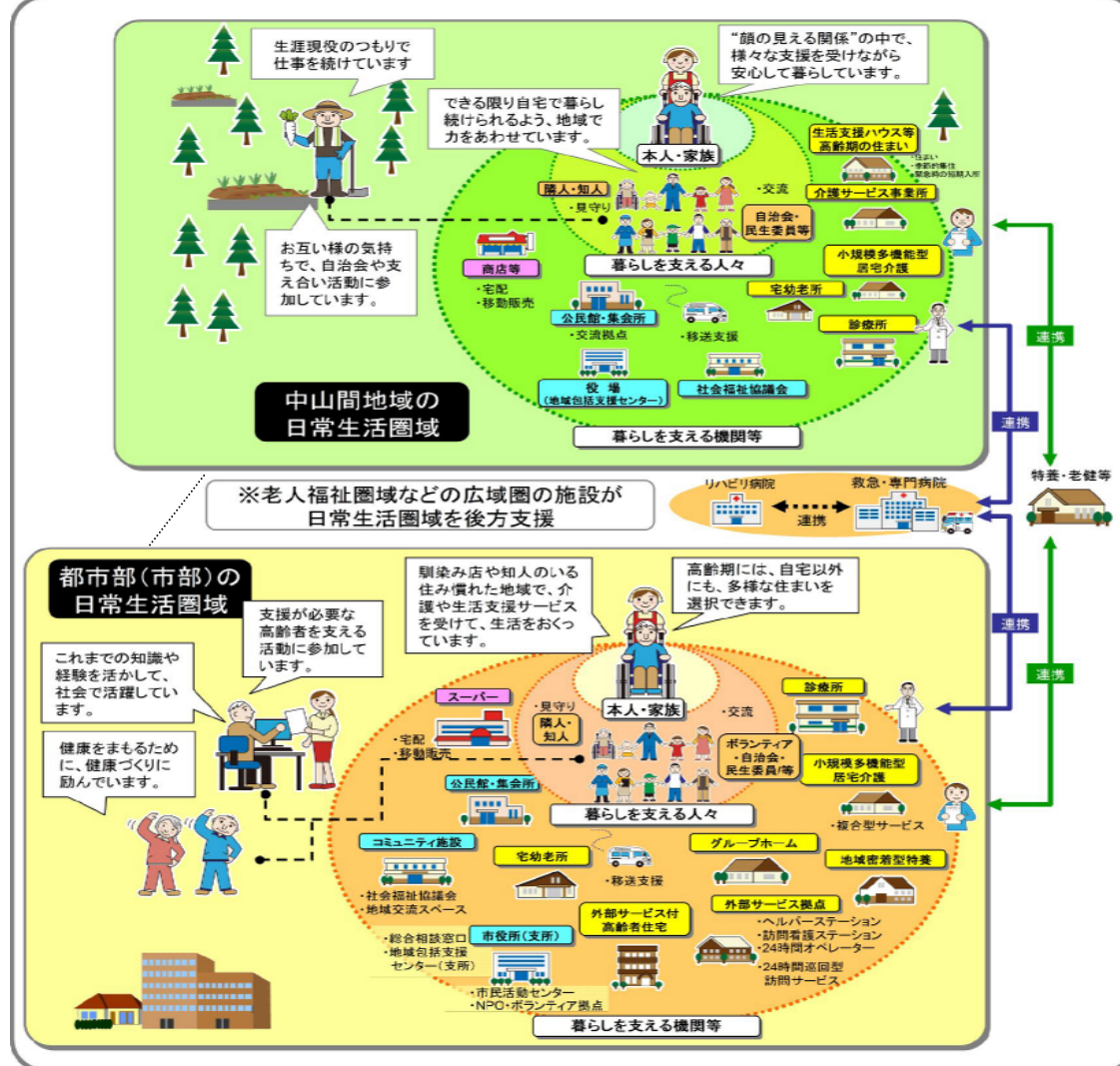
## 施策の展開

- 高齢者がいきいきと活動的に生活できる社会づくり**  
健康づくり・介護予防の総合的推進  
高齢者の積極的な社会参加の促進
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の整備**  
在宅生活を支援するサービスの充実  
医療と介護の連携・協働の強化
- 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出**  
特別養護老人ホーム等施設の整備  
高齢者の多様な住まい方への支援
- ともに支え合う安心・安全なまちづくりの推進**  
地域で支え合う仕組みづくり  
介護人材の養成・確保
- 介護保険制度の適切な運営**  
事業者に対する指導・支援  
サービス利用者に対する支援

## 達成目標（全60項目）のうち主なもの

重点番号	区分	現状（H23）	目標（H26）
1	介護保険サービスを必要としない高齢者の全国順位(高い順)	14位(83.0%)	10位以内
	介護予防事業参加者数	7,579人(H22)	30,000人
2	認知症高齢者グループホーム入所定員数	2,629床	3,204床
	認知症疾患医療センター設置数	3箇所	4箇所
3	重度(要介護度4～5)特養入所希望者の入所までの待機期間	13.4月	1年以内(11.6月)
	特別養護老人ホーム入所定員数	10,428床	12,293床
	介護老人保健施設入所定員数	7,764床	7,787床
4	介護従事者が不足しているとする事業所の割合	35.6%	現状より改善
	介護職員処遇改善加算を活用する事業所の割合		90%
5	家事、配食などの生活支援サービス実施数	64市町村	77(全)市町村
	宅幼老所数	397箇所	400箇所

## 第5期プランで取り組む「地域包括ケア体制」のイメージ





# 長野県障害者プラン 2012 について

## 計画の性格及び期間

### 1 計画の性格

障害者基本法に基づく県障害者計画  
障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画

### 2 計画の期間

平成 24～29 年度（障害福祉計画は平成 24～26 年度）

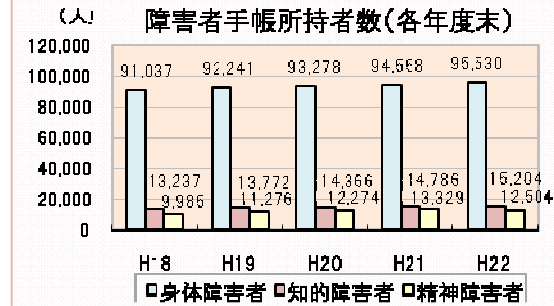
## 計画案の概要

### 1 障害者を取り巻く現状と課題

#### (1) 障害者の動向

県内の障害者手帳所持者数はこの 4 年間で 7.9% 増加し、特に精神障害が 25.2% 増と大きく増加している。人口比でも 4 年間で 0.5 ポイント増加している。

障害者基本法の一部改正で障害者の定義も見直されるなど、障害の概念についても転換が図られているほか、障害者の高齢化が進行するとともに、障害の重度化・重複化という傾向が全国的にも指摘されている。



#### (2) 障害者施策を取り巻く環境の変化

前述のとおり障害者基本法が平成 23 年 8 月に大幅な改正がされたほか、障害者虐待防止法の成立、障害者自立支援法や児童福祉法、学校教育法、障害者雇用促進法等の一部改正、障害者の権利に関する条約への署名などがあり、こうした動きに対応した取組を進めていく必要がある。

#### (3) 「長野県障害者プラン・後期計画」(H19～H23)の総括

現行計画の数値目標(37 項目)のうち、26 項目(70.3%)が達成率 8 割以上(達成済のものを含む)となっている。(平成 23 年 3 月末現在)

### 2 プランが目指すもの

基本理念と基本的視点を設定し、その上で施策の体系化を図るとともに計画期間中に重点的に取り組むべき施策を 5 項目設定。

#### (1) 基本理念

「ノーマライゼーション」及びその実現を支える「インクルージョン」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる「共に生きる長野県づくり」を目指す。

#### (2) 基本的視点

どの地域でも自立生活に必要な障害福祉サービスを受けることができる体制の充実  
県民の理解を深めるとともに、権利擁護への取組などで安心して暮らせる生活基盤の確保  
様々な障壁を取り除き安全で暮らしやすい生活の確保と、誰にとっても暮らしやすいまちづくり  
障害の内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援ができる環境の整備

#### (3) 重点施策

##### 【主な取組】

- 障害への理解と権利擁護の推進** → 障害を理由とした差別の防止、権利擁護の仕組みづくり  
障害者虐待防止対策の推進
- 雇用・就労支援の強化** → 障害者雇用促進施策のあり方検討  
工賃アップに向けた事業所間連携の推進
- 地域生活の充実** → サービス利用計画作成支援・障害児相談の充実  
福祉人材の養成と資質向上の取組
- 人にやさしい福祉のまちづくり** → 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進  
福祉避難所の指定の推進
- 重度障害や多様な障害に対する支援** → 重度障害者等の療育、生活支援  
発達障害者支援の充実

### 3 分野別施策の方向(施策体系)

#### 地域生活の支援

- 1 地域生活移行の支援
- 2 生活安定に向けた支援
- 3 相談支援体制の充実
- 4 福祉人材の養成・確保

#### 社会参加の促進

- 1 就労支援の推進
- 2 移動、情報コミュニケーション支援の充実
- 3 スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の振興

#### 権利擁護の推進

- 1 障害に対する理解の促進
- 2 権利擁護、虐待防止の推進
- 3 地域における福祉活動の推進

#### 安全で暮らしやすい地域づくり

- 1 安全な暮らしの確保
- 2 誰もが暮らしやすいまちづくり

#### 切れ目のないサービス基盤の充実

- 1 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- 2 重度障害・多様な障害に対する支援
- 3 教育・療育体制の充実

### 4 障害保健福祉圏域の設定

単独の市町村域では対応困難なサービスや市町村域を越えて連携して対応すべきサービスが存在することから、県内 10 の障害保健福祉圏域単位で重点化、具体化していく必要があるサービスについて「障害保健福祉圏域プラン」を策定。

### 5 計画の推進体制

市町村との連携【地域における課題の把握】 障害者団体との意見交換【ニーズに即した施策の推進】  
県障害者施策推進協議会、県自立支援協議会の活用【施策推進の調査審議】 県民との協働

### 6 障害福祉計画(H24～H26)における目標値

障害者自立支援法の規定に基づく国の基本指針に即して、以下の 3 項目に関する数値目標を定めるとともに、平成 24 年度から 26 年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量を設定。

項目	数値目標	数値目標の説明 (地域での自分らしい生活を実現するために、全国的にも上位にある数値をさらに引き上げるもの)
福祉施設入所者の地域生活への移行	入所施設から地域生活への移行者数(H18～H26の累計)	1,185 人 H17.10 の入所者数の 38.2% に当たる移行者数 >H23.10 現在の全国平均移行率: 20.0%>
	入所者の減少見込数(H26 末)(H17.10 の入所者数からの減少数)	649 人 H17.10 の入所者数の 20.9% に当たる減少数 >H23.10 現在の全国平均減少率: 6.1%>
入院中の精神障害者の地域生活への移行	1 年未満入院者の平均退院率(H26)	81.2 % H20 の平均退院率と比較して 7% 相当分の増加 >H20 全国平均退院率: 71.2%>
	5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数(H26)	132 人 H23 の退院者数と比較して 20% 相当分の増加 >H23 全国平均退院者数: 86 人>
福祉施設利用者の一般就労への移行	福祉施設から一般就労する者の数(H26)	230 人 H17 の移行者数の 2.4 倍に当たる移行者数 >H22 長野県の一般就労移行者数: 86 人>

### 計画案のポイント

#### 1 本県の特長を生かした目指す姿を提示

全国に先駆けて取り組んできた西駒郷をはじめとする福祉施設から地域での生活へ移行する取組の推進、10 圏域に設置した総合支援センターを中核とした身近な相談支援体制の充実などをさらに進め、どのような障害があっても「居場所と出番」を見出すことのできる社会を目指すことを提示。

#### 2 重点的に取り組む事項を明記し、具体的な数値目標を設定

地域で障害者が自立して暮らすことができる社会を実現するため、計画期間中の進捗状況を明確にモニタリングできるように、重点分野における 57 項目(現行プラン: 37 項目)の数値目標を設定。

#### 3 短期的な課題と中長期的な視点を基に計画を策定

障害者の権利を守る仕組みの検討や、障害者就労支援の強化、福祉のまちづくり、防災への対応など、長野県として喫緊に取り組むべき課題を整理するとともに、障害者基本法の改正の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向けて総合的な施策を盛り込んで策定。

## I 策定の趣旨等

### 1 策定の趣旨

経済・社会情勢の変化と前産業振興戦略プランの取組結果を踏まえ、中長期的な視点から、本県産業の目指すべき方向を示すとともに、具体的な方策に取り組むことを目的として、本プランを策定する。

### 2 性格

- ◇ 旗印 企業、大学、支援機関、行政機関等が一体となった取組を推進するために、目指すべき方向を示す旗印となるもの
- ◇ 発信 本県産業の構想や魅力を内外に発信し、本県の産業立地上の優位性や、働く場としての魅力等をアピールするもの

### 3 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5年間

### 4 対象業種

「製造業」を中心に据え、他産業との連携も視野に入れる。

## II 現状と課題

### 1 長野県経済の現状

- (1) 県内総生産、県民所得の状況 (2) 製造業の状況 (3) 情報サービス産業の状況 (4) 雇用の状況 (5) 製造業の海外進出の状況 (6) 工場立地の状況

### 2 製造業を取り巻く情勢の変化

- (1) アジア諸国の工業力の台頭 (2) 少子・高齢化の進展、生産年齢人口の減少 (3) リーマン・ショックの発生 (4) 東日本大震災の発生、エネルギー供給制約の懸念 (5) 歴史的な円高

### 3 前プラン（平成19～23年度）に基づく取組の結果

- (1) 産学官連携とナノテク・材料活用支援センター (2) 地域資源製品開発支援センターと基金組成 (3) マーケティング支援センター (4) 工業技術総合センター設備の拡充強化 (5) 企業誘致強化プログラム (6) 多様な資金調達方法の展開 (7) 中核企業の育成と産産連携 (8) 産業人材育成強化プログラム

### 4 長野県・長野県製造業の特徴（強み）

- (1) 高度技術を保有する企業の集積、加工組立型産業に特化した産業構造 (2) 特徴のある大学等の研究シーズ (3) 豊富な地域資源 (4) 特色ある気候・地形 (5) 健康長寿 (6) 交通ネットワーク (7) 働きやすさ・仕事と子育てを両立できる環境

### 5 長野県製造業の課題（経済情勢・取組結果・特徴等を踏まえて）

- (1) 新しい産業の創出・育成 (2) 新しい市場の獲得 (3) 下請型・受託加工型から提案型・研究開発型への業態転換 (4) 長野県・長野県産業の強みの活用 (5) これまでの成果の活用・先行的な取組との連携

## III 目指すべき方向

### 未来を拓く次世代産業の創出

有望な分野・市場への展開を重点的に進める

目指す分野

健康・医療

環境・エネルギー

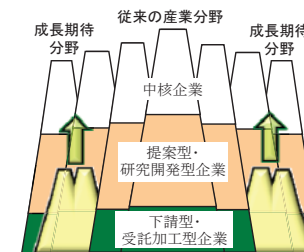
次世代交通

目指す市場

アジア新興国市場

先進国の需要拡大市場

新たな柱となる産業の創出により安定した八ヶ岳型の構造に転換



〈5年後の目標値〉

製造業の付加価値額（H22年 2.23兆円）

**2.5兆円の達成**

有効求人倍率（H23年平均 0.72倍）

**1.0倍以上の達成**

工場立地件数（H22年 30件/年）

**200件（5年間）の達成\***

※県内企業の県内での工場立地を含む  
※敷地面積1000㎡以上

## IV 基本戦略

### 1 成長産業創出戦略

- (1) 成長期待分野の研究開発の促進
- (2) 高付加価値部門（素材・開発、サービス）への展開
- (3) 重層的な企業群の形成

### 2 有望市場開拓戦略

- (1) （アジア新興国など）有望市場への提案機会の拡大
- (2) 提案力・ブランド力の強化による販路開拓

### 3 人材育成・確保戦略

- (1) 新たな産業展開を担う人材の育成・確保
- (2) グローバル人材・専門人材の獲得
- (3) 産業競争力を向上させる労働環境の整備

### 4 次世代産業集積戦略

- (1) 県内への産業誘致 (2) 県内企業の流出抑制 (3) ネットワークの構築

## V 重点プロジェクト

8 中小企業が取り組む国際展開の支援

9 国内におけるビジネスマッチング（販路開拓）の強化

1 国際的産学官連携による次世代リーディング産業の創出支援

2 研究開発型企業への転換支援

3 地域資源を活用した高付加価値産業の集積

4 ICT（情報通信技術）産業の振興

5 中核的な企業の育成

6 創業サポートの強化

7 次世代産業集積の強化推進

10 高度技能人材の育成、キャリア形成の支援

11 U・Iターンの戦略的な実施（技術系人材や成長関連分野の人材の獲得）

12 女性や高齢者など潜在的な労働力を十分に活用できるシステムの構築（成長を支える安定した労働力の確保）

### 継続的な取組

◆中小企業の金融円滑化支援

◆商工団体の活動の支援

◆知的財産の活用支援

◆食品等地場産業の取組の支援

## VI 実施スケジュール及び進捗管理

- 1 実施スケジュール 2 重点プロジェクトの管理

## VII 推進体制

- (1) 産学官連携 (2) 金融機関・経済団体との連携 (3) 市町村との連携



# 長野県の目指す次世代産業のイメージ

長野県ものづくり産業振興戦略プラン

～ 未来を拓く次世代産業の創出 ～

	目指す理由	主なターゲット	展開のイメージ	県内開発事例
健康・医療	<p><b>成長性（国内生産額の予測）</b> 医療・介護・健康・子育てサービス市場 <b>約30.5兆円</b>（H32年予測）※1 H19年比 約12.9兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 医療機器、健康福祉機器、健康食品・飲料分野 <b>47.5%</b>（合計値）※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆高機能部品・高度加工技術を持つ企業が集積 ◆水、農畜産物、農産加工品などの地域資源が豊富 ◆県民の健康に対する意識が高く、先進的な取組も行われており、現場や患者からの新たな開発ニーズを取り込みやすい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆患者の負担を軽減する小型治療機器等の開発・付帯サービス</li> <li>◆医療・介護現場が使いやすい小型機器の開発と付帯サービス</li> </ul>	<p>携帯型の医療機器、健康モニタリング機器を開発 患者等の負担の少ない小型・高機能の医療機器、健康モニタリング機器を開発・提案</p> <p><b>機器のモバイル化</b></p> <p>入院による治療</p> <p>患者の行動範囲が拡大</p> <p>長野県の強みを生かす 高機能小型電子部品 難加工材料精密加工技術</p>	<p>精密加工・組立技術を生かして、コンパクトな補助人工心臓を開発。 心臓疾患患者の社会復帰を支援。</p> <p>植込み型補助人工心臓開発・事業化 （株）サンメディカル技術研究所</p>
	<p><b>成長性（国内生産額の予測）</b> 環境・エネルギー課題解決産業（次世代自動車含む） <b>約30.6兆円</b>（H32年予測）※1 H19年比 約23.7兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 環境・エネルギー分野 <b>39.0%</b> ※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆省エネ化技術を持つ企業の集積 ◆水力、太陽光等の自然エネルギーが豊富</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特徴のある地域資源を使った新しい機能性食品の開発と付帯サービス</li> <li>◆エネルギーの使用を大幅に減らす画期的な機械装置・部品の開発、環境負荷低減に向けた付帯サービス</li> <li>◆太陽光や小水力など自然エネルギーを活用した製品の開発及びメンテナンス等の付帯サービス</li> </ul>	<p>新たな機能性食品を開発 加工食品を量産 販売</p> <p>地域資源を生かした健康機能を高める機能性食品を開発・提案</p> <p><b>機能性の分析・付加</b></p> <p>食生活の多様化</p> <p>健康を推進</p> <p>長野県の強みを生かす 豊富な農畜産物・発酵食品等 栽培・育成技術発酵・バイオ技術</p>	<p>長野県の特産品である「すんき（漬物）」由来の植物性乳酸菌を活用したヨーグルトを開発</p> <p>植物性乳酸菌ヨーグルトの開発 （有）エイチ・アイ・エフ</p>
環境・エネルギー	<p><b>成長性（国内生産額の予測）</b> 環境・エネルギー課題解決産業（次世代自動車含む） <b>約30.6兆円</b>（H32年予測）※1 H19年比 約23.7兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 環境・エネルギー分野 <b>39.0%</b> ※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆省エネ化技術を持つ企業の集積 ◆水力、太陽光等の自然エネルギーが豊富</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆エネルギーの使用を大幅に減らす画期的な機械装置・部品の開発、環境負荷低減に向けた付帯サービス</li> <li>◆太陽光や小水力など自然エネルギーを活用した製品の開発及びメンテナンス等の付帯サービス</li> </ul>	<p>省エネ工場の実現 卓上型工作機械の開発・販売により、工場の省エネルギー化を提案</p> <p><b>小型化・低消費電力化</b></p> <p>多機能工作機械（マシニングセンタ）</p> <p>消費電力を1/10に節減</p> <p>長野県の強みを生かす 高性能電機機械 精密微細加工技術</p>	<p>切削加工、研削加工、放電加工などが出来る多機能の卓上型生産機械を開発</p> <p>卓上型生産機械の開発・事業化 DTF研究会（事務局：テクノ財団） 製造：高島産業株式会社</p>
	<p><b>成長性（国内生産額の予測）</b> 次世代自動車含む 環境・エネルギー課題解決産業 <b>約30.6兆円</b>（H32年予測）※1 H19年比 約23.7兆円増</p> <p>航空機 <b>約2.0兆円</b>（H32年予測）※1 H19年比 約0.8兆円増</p> <p><b>県内製造業の進出希望</b> 自動車（環境対応車含む）、航空・宇宙機器分野 <b>32.0%</b>（合計値）※2</p> <p><b>長野県の強み・優位性</b> ◆小型化技術、電子化技術を持つ企業集積 ◆自動車、航空機等の研究開発拠点到に近い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆電気自動車、小型航空機等の次世代交通分野の走行・飛行距離の向上等を実現する基幹部品や加工装置の開発、保守等の付帯サービス</li> </ul>	<p>電気自動車・小型航空機に供給 走行・運行距離を向上させる基幹部品を開発・販売</p> <p>自動車部品等製造 供給</p> <p><b>部品の軽量化・電装化</b></p> <p>自動車（ガソリンエンジン）</p> <p>電気自動車 小型航空機</p> <p>走行・飛行距離が2倍にUP</p> <p>長野県の強みを生かす 高機能モジュール 軽量材料加工技術</p>	<p>電気自動車のタイヤホイールに内蔵できる小型モーター用減速機を開発。</p> <p>次世代電気自動車向け減速機の開発 （株）サイベックコーポレーション</p> <p>航空機や次世代自動車に使われる炭素繊維強化プラスチックの成形装置を開発</p> <p>CFRP焼成用オートクレーブの開発 （株）羽生田鉄工所</p>

※1 資料：産業構造ビジョン2010（経済産業省）

※2 資料：平成23年度長野県工業技術動向調査（長野県商工労働部）

# 学ぶちから・学校力専門委員会における主な意見

教育総務課

(第1回:6月19日 第2回:8月30日、第3回:1月5日)

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
確かな学力関係		
①確かな学力を身につけさせる義務教育政策の方向性【学力の中身】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達につけたい力(学力)の中身について吟味が必要。</li> <li>・測ることのできない部分を含め「見える学力」を伸ばさなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーテスト以外で測られる学力、学力の枠を超えた教育の成果に関する指標を示す。</li> </ul>
①確かな学力を身につけさせる義務教育政策の方向性【目標、評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の伝統である体験的な活動や学校行事が育む教育の成果を目に見える形で示せるか。</li> <li>・ねらいや目標を立てる前提としての現状認識ができていないか疑問。課題認識に基づいた体験的な学習の重視でなければ、やっただけで終わる。</li> <li>・学力では自治体間の差よりも学校格差が大きい。家庭環境や生徒の意識が学校によって大きく違う。</li> <li>・活用・汎用性を付けさせる教育をいかに日々の授業、教科に落とし込むかが課題</li> <li>・「見えない学力」の成果をどのように見えるようにするか。</li> <li>・個別の学校、市町村、県という階層の中で、県全体で目指すべき目標は抽象的にならざるを得ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の現状を客観的に把握した上で課題意識を持ち目標設定する。</li> <li>・目標で教育実践を管理するとともに目標そのものを管理・検討する視点を生かすべき。</li> <li>・達成状況の見とどけ、授業評価のチェックをしっかりとすることが重要。</li> <li>・学校単位で方針、教育ミニマムを示すことも一案。</li> <li>・県が作成する学習指導要領の手引書の影響力を高める。</li> <li>・汎用性を高めるために、中学・高校は入試という出口があるので出口の段階で汎用性を求める。</li> <li>・義務教育と高校教育を繋げるために、「入試」をいじることが方向性としてある。</li> </ul>
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組【学力テスト】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国学力テストは、結果を授業改善にどう活かすかが本来の役割だが、誤解があるかもしれない。</li> <li>・中学の教師は全国学力テストに冷ややかな反応。高校入試に全国学力テストに準じた問題が出ないため。入試という最終的な評価と日々の授業で期待されている評価がずれている。</li> <li>・学力と入試というダブルスタンダードの解消が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試と授業が異なるものを求めるのではなく、現場が授業改善してよかったと思える仕組に教委が変えるべき。</li> </ul>

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組 【家庭学習】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は学校に家庭学習、宿題による学力保証を期待しているのでは。</li> <li>・生徒への指導だけでは家庭学習の方法が生徒にきちんと伝わっていない可能性がある。</li> <li>・中学では教科学習でつまづいている箇所が、教科担任から保護者に伝わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が家庭学習のコーチ的な役割を持つ。学校が家庭学習を保証する。</li> <li>・学校と家庭が協力して家庭学習の時間を確保し学力を定着させる。</li> <li>・子ども、家庭、教師のコミュニケーションツールとしての家庭ノートの活用。</li> </ul>
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組 【授業像、指導法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力格差の対応として、習熟度別に「分ける」ことと、学力格差を資源として「混ぜる」指導の二つの原理をどのように取り込むか。</li> <li>・長野県全体としてどのような授業像を持っているのか。</li> <li>・学校段階が上がるほど、やり方を教えて練習する授業スタイルが多くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の少人数学級は教師の目が児童に届くので効果的。</li> <li>・高校教師が小中の授業を参観して義務教育の指導を把握すべき。</li> <li>・参加型、議論する授業で、人との関わり、社会性が育成される。</li> </ul>
②義務教育段階で確かな学力を身につける効果的な取組 【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力を付けるために幼児教育段階が重要。本県は保育所が多数で教育的な配慮が少ないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの職業観、親の勤労への感謝の気持ちが醸成される職場体験学習を充実する。</li> <li>・学社融合で、地域とのかかわり、日本文化とのかかわりを教育に織り込む。</li> </ul>
③義務教育段階における、身体運動の教育的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力・体力・心の相関関係を裏付けるものはない。論じることに慎重であるべき。</li> <li>・体を動かすことで脳の機能が活性化される。</li> <li>・幼児期、低学年位までの子どもは身体運動によって他者とのコミュニケーションにつながる。</li> <li>・子どもの体力低下の原因は6～7歳頃までの成長過程での運動量の減少がある。</li> <li>・交通事故、テレビゲームなど生活環境の変化により戸外遊びが減少。</li> <li>・子どもの外遊び、運動あそびを促進するため周囲の支援が必要。</li> </ul>	<p>⇒【身体運動の教育的効果に論点修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10歳までに体を動かしたり他者と会話する機会を創り出す支援をする。</li> <li>・全体的なまちづくりとして、子どもや大人のたまり場、戸外活動の場を創り出す。</li> <li>・子どもを遊ばせるプロのような地域人材の活用が大切。</li> <li>・家庭では保護者が、学校では教師が子どもたちと一緒に運動する。</li> </ul>
⑨高等学校における確かな学力 【義務教育との接続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校段階が上がるほど、やり方を教えて練習する授業スタイルが多くなる。(再掲)</li> <li>・高校の先生は授業改善に関心低いのではないか、教え方という点で課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校教師が小中の授業を参観して義務教育の指導を把握すべき。(再掲)</li> </ul>

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
⑨高等学校における確かな学力【キャリア発達】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校の目的は大学進学だけでない。</li> <li>・大学や社会で必要となる能力をどのように身に付けさせるか課題。</li> <li>・昔と比較して根性の無い生徒が多い。</li> <li>・準備教育(大学等進学)と完成教育(就職)とのバランス難しい。</li> <li>・職業教育の学校が時代変化にどう対応するかが課題。</li> <li>・長野県の子どもたちはまじめで否定に弱い。</li> <li>・今の高校は共通教育教育の性格を持ちその下支えがあって進路の問題がある。</li> <li>・進路の選択肢が広い進学校ほどキャリア教育が必要。</li> <li>・県内大学に進学した学生は長野県が好き、一方県外に出たがらない傾向ある。</li> <li>・生徒の得点力を保障できる高校が無い地域では生徒が域外に出て行かざるを得ない。</li> <li>・ルールに乗って成長した子どもはルールから外れた時に弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学が目標の生徒でも、その後のキャリアを見据えて社会に出てからのことを教えるべき。</li> <li>・粘り強く頑張り通す体験が必要</li> <li>・商業高校では「インストラクションスキル」を学ばせる。</li> <li>・生徒に「否定対応力」を付けさせる。</li> <li>・「長野学」: 教科学習に地域の素材を使ったキャリア教育を行う。</li> <li>・高校でも地域に根ざした教育が重要。</li> <li>・得点力を保障する高校が必要。</li> <li>・職業の大変さや中小企業のやりがいを伝えられる授業を取り入れる。</li> </ul>
⑨高等学校における確かな学力【学力の中身】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の専門的な知識・技能を重視する学力からの転換。</li> <li>・知識蓄積の多寡で競う時代は終わり、実社会で通用する力(応用力、活用力)が求められている。</li> <li>高校における学力の底割れ状態が起きている</li> <li>・体験を教科学習とどう結びつけるか、さらに現実の場と如何に結びつけるか。(活動→活用→活力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な能力を重視する方向。</li> <li>・探求的な学科を設置する。</li> <li>・県として教育の質保証、実社会での汎用力を保証する仕組みをつくる。</li> <li>・子どもたちの学ぶ意欲、自尊感情、将来への希望に関する比較可能な指標を設定する。</li> <li>中学校の上に高校が成り立つので学び直しは重要。</li> <li>高校の教員が中学校教育(教材、教え方)を知る必要がある。</li> <li>単位制高校は、自由な学びの場と時間を提供していて、不適応を起こした子どもにとって可能性持っている。</li> </ul>



論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
学校力関係		
④義務教育の学校の効果的・効率的な運営、学校組織マネジメント 【組織マネジメント】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機感を持って、変化に対応できる学校運営を真剣に考える必要がある。</li> <li>・校長の学校運営方針が浸透する組織をどうやって作るかが課題。</li> <li>・子どもを立派に育て、社会に送り出すという意味で、学校の顧客は保護者であり企業である。</li> <li>・教師は24時間自分の学級の子どもが気になるので、仕事の整理は簡単でない。</li> <li>・教員評価の導入は、目標設定による個々の教師の意識付けと振り返り等の面で有効。</li> <li>・組織マネジメントの重要な要素として、教職員間のコミュニケーションがとれているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が学校運営の方針を保護者や地域住民に徹底して伝え、理解を得る。</li> <li>・学校は地域に根ざした一貫した理念を持つべき。</li> <li>・プロセスの見直し徹底</li> <li>・学校・家庭・地域のスクラム</li> <li>・同僚性を発揮できる学校運営</li> <li>・人が変わっても引き継がれる学校力</li> </ul>
④義務教育の学校の効果的・効率的な運営、学校組織マネジメント 【外部との連携】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の問題は家庭に原因がある場合が多く、学校が入り込めない。</li> <li>・情報教育や倫理教育等の「〇〇教育」で学校の役割は豊かになるのか。多くを抱え込むと浅くならざるを得ない。</li> <li>・外部セクターを活用しようとするれば、むしろ学校は忙しくなる現実がある。</li> <li>・キャリアカウンセリングの機能を教員に負わせることは負荷がかかりすぎる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉行政が教育と連携して家庭をサポートすることが有効。</li> <li>・NPO、ボランティア、企業等外部セクターの力を取り込む。</li> <li>・校外の専門家(キャリアカウンセラー)を活用する。</li> </ul>
⑤義務教育における教師の資質 【ミッション、教師像】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の教員募集で求めている教師像では、本県がどのような児童生徒を育てたいのか見えない。</li> <li>・長野県のため生き生きと働き、地域の活性化に資する人材を育てることが教師のミッションではないか。</li> <li>・長野県は教師が、地域を愛し地域を語る子どもを育てるということを心に秘め教育の柱としている県だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県教育のミッションを明確に示して、現場は教師の自由度を上げる。</li> </ul>
⑤義務教育における教師の資質 【教員養成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学(教育学部)では、地域を愛していると感じられる学生が減り、線の細い学生が増えている。</li> <li>線の細い大学生を採用後の研修で太くすることは簡単でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学で泥臭いことを多くやらせる等の工夫も必要。</li> </ul>

論 点	委員意見	
	現 状 ・ 課 題 認 識 等	方 向 性
⑥, ⑦義務教育における教員研修(○JT、研修機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事の役割があまり知られていない。もっとPRLしたら。</li> <li>・教員研修を受け入れる民間企業として、先生は発想や考え方が硬いと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事による講座(校内研修)は全教職員が同じ基盤で考えられるので有効。</li> <li>・教育現場以外での研修も重要。</li> </ul> <p>世代間の授業伝承、同僚性、個々の教師の授業のつまづきの共有等、組織面・文化面で授業力アップをチェックするポイントを示す。</p>
⑧市町村教委等との共同体制【教員人事】	市町村への人事権移譲は、長野県に多い小規模自治体にとって非常に厳しい。	

## 信州経済戦略会議 開催状況

### 第6回〔分科会方式〕（平成24年2月10日）

会議内容：外国人旅行者の誘致に関する意見交換

主な意見	<p>長野県の良さを宣伝するツール、海外の目で分かりやすい基準が必要である。</p> <p>観光は総合産業であり、長期戦略の下で、官民の役割分担を明確にして、一体となって取り組む必要がある。</p> <p>競争環境が厳しい市場を狙うに当たっては、長野県の「売り」やターゲットをより明確にすべきである。県、市町村、現地が一緒になって商品を開発し、映像を用いて現地に売り込み、伝えていくことが大切である。</p> <p>海外からの観光客が安心して旅行できる環境をつくる取組（海外の旅行エージェントの招聘・案内、ランドオペレーターとしての支社の誘致）が必要である。</p>
------	---



# 長野県行政・財政改革方針の概要

平成24年(2012年)3月

## 長野県行政経営理念

県の行政経営に当たり、これまで当たり前のこととして明確に意識してこなかった私たちの組織の「使命・目的(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、価値観・行動の指針(バリュー)」について、新たに「行政経営理念」として定めます。

使命・目的  
(ミッション)

最高品質の行政サービスを提供し、しあわせ  
ふるさと長野県の発展と県民の幸福の実現に貢献します。

目指す姿  
(ビジョン)

県民に信頼され、期待に応えられる県行政を目指します。  
職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織を目指します。

価値観・行動の指針  
(バリュー)

私たちは、県民起点で真摯に行動します。  
私たちは、様々な組織と協働します。  
私たちは、成果をあげることにこだわりを持ちます。  
私たちは、平均ではなく最高を目指します。  
私たちは、変化を恐れず挑戦します。  
私たちは、責任感を持って主体的に行動します。  
私たちは、チームとして協力し合います。

\* 上記に加え、各職場にふさわしい指針を定め、自分たちのものとして取り組みます。

## 第1 新たな行政改革・財政改革の取組

### 行政改革・財政改革の必要性

社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するためには「行政にこそ変化が必要」であり、新たな総合5か年計画に基づく施策を着実に実行する「行政・財政基盤の確立」が不可欠です。  
新たに定めた「行政経営理念」のもと、この方針に沿って具体的な改革に取り組み、質の高い県民サービスが提供できるよう努めていきます。

### 推進期間

平成24(2012)年度～平成28(2016)年度 (5年間)

## 第2 具体的な取組内容

改革の実現に向け、県民サービスの充実や職員・組織の持つ力を最大限発揮できるような仕組みづくり（質の向上）に力点を置くとともに、組織のスリム化や経費削減といった行政の効率化・最適化についても継続して取り組んでいきます。

### 【ビジョン】

県民に信頼され、期待に応えられる県行政

職員が高い志と仕事への情熱を持って活躍する県組織

### 【取組の5つの柱】

#### 県民参加と協働の推進

県が提供する行政サービスを県民参加と民間との協働により充実して提供する仕組みづくり

#### 人材マネジメント改革

県民の視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員の育成

#### 行政経営システム改革

時代の要請や県民のニーズに柔軟に対応し絶えず現状を改善する機動的な行政経営の仕組みづくり

#### 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるための持続可能な財政構造の構築と財政健全化の取組

#### 地方分権改革

地方分権を見据えた県の役割の明確化と国、市町村とのより適切な連携・協力関係の構築

## 県民参加と協働の推進

県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供します。

### 1 県民協働の推進

～多様な主体との協働により質の高いサービスを提供～

#### (1) 県民協働による新しい公共の推進

行政が公的サービスの提供を担うのに加え、県民、NPO、企業などとの協働を進め、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指します。

#### (2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携

地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図るため、「新しい公共支援・推進事業」の重点的な取組により、収入基盤の強化や人材育成に取り組むとともに、NPO等への支援を行う中間支援組織との連携強化を図ります。

活動基盤の強化、NPO等への支援を行う組織（中間支援組織）との連携強化

### 2 県民参加による対話型の行政運営

～県政への県民参加の仕組みづくり～

#### (1) 広報活動の推進

県民の県政に対する理解を深め、県政への積極的な参加と協働を推進するとともに、県民と情報を共有化するため、様々な媒体を活用して適時適切な広報を実施します。

#### (2) 広報・情報発信の充実と効果の検証

ホームページ全体のデザインの統一や機能の充実を図るとともに、電子媒体の利用が少ない県民にも配慮し、多様な媒体を活用した積極的で効果的な情報発信を行います。

県民目線のより効果的な情報発信、情報発信力の強化

#### (3) 県民の声の行政運営への反映

県民の意見を県政に反映させるため、新たに「県政モニター」を設置するなど、広聴事業の充実や県民の意見・苦情の組織内共有、政策づくりへの県民の参画の推進などに取り組みます。

広聴事業の充実、政策づくりへの県民の参画の推進、目標実現度調査（仮称）の実施  
審議会等の活性化

## 人材マネジメント改革

県民視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員を育成します。

### 1 意欲と能力のある人材の育成と確保

～ 県政課題に的確に対応できる人材の育成と確保～

#### (1) 長野県人材育成基本方針の見直しと実効性ある運用

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、県政課題に積極的かつ柔軟に対応できる組織とするため、研修制度の抜本的改革をはじめとする基本方針の見直しを行うとともに、多様化・複雑化する環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

#### (2) 女性職員の採用・登用の拡大

将来の管理職への登用につながる係長級や課長補佐級への意欲と能力ある女性職員の登用を引き続き積極的に進めるとともに、女性職員の比率を増加させるため、採用試験における女性受験者の増加の取組に努めます。

#### (3) 職員のワークライフバランスの推進

育児休業、介護休暇や年次休暇等が取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、職員がその意欲と能力を最大限発揮できるようワークライフバランスの推進に努めるとともに、業務の改善・効率化等を進め、時間外勤務の縮減を図ります。

#### (4) 人材の確保

県の施策をより効果的・効率的に推進していくため、任期付職員や外部アドバイザーのより有効な活用を進めるとともに、社会人経験者の採用などにより多様な人材の確保に努め、組織全体の活力を高めます。

### 2 人事評価制度を含めた人事給与制度の改善

～ 職員の意欲と能力を高める制度改善～

#### (1) 人事評価制度の改善

「人事評価制度」について、評価結果が給与や任用等に適切に反映され、職員のモチベーションが更に高まるよう、制度や運用の見直しを行うとともに、制度を活用した上司と部下のコミュニケーションの活性化を図ります。

制度と運用の見直し、制度を活用したコミュニケーションの促進

#### (2) 人事給与制度の見直し

公務員制度を取り巻く情勢を注視しつつ、人事給与制度の見直しを検討します。

## 行政経営システム改革

時代の要請や行政ニーズに柔軟に対応し、組織や事業、仕事の仕方を改善する行政経営の仕組みを構築します。

### 1 組織風土の変革

～ 職員が新しいことに意欲的に挑戦できる風通しのよい職場づくり～

#### (1) 風通しのよい職場づくり

それぞれの職員が、新しいことに対して意欲的に挑戦し、すべての職員が活躍できる風通しのよい組織風土づくりに取り組みます。

#### (2) 職員の意見や提案の活用

職員一人ひとりが問題意識を持ち、政策提案や改善提案を積極的に行う職場環境を構築するとともに、職員の積極的な発想や創意工夫による提案の事務事業見直しへの反映をルール化し、全庁的に展開する仕組みを構築します。

積極的な提案を行う環境づくり、提案の反映のルール化

#### (3) 現場の声を施策に反映させる仕組みづくり

「地域戦略会議」において協議された事項を踏まえた地方事務所長からの施策提案制度など地域の声を反映する施策展開を図るとともに、現地機関の声を組織全体で共有し、具体的な施策や業務改善につなげ、現地機関と本庁が一体となった行政運営に取り組みます。



## 2 しごと改革(業務の生産性の向上)

～コスト意識を持ち、成果を重視する業務遂行～

### (1) 事務事業の不断の見直し

公開性の確保、外部の視点などを活かし、現行の政策評価・事務事業評価制度との関係も考慮しつつ、主体的・継続的に事務事業を点検する仕組みのもとに、積極的な事務事業の見直しを行います。

### (2) 業務の改善・効率化

業務改善チーム(仮称)の設置やマニュアル化の推進による業務の効率化、会議の活性化、職員グループ討議の全庁的な展開などにより、業務最適化の仕組みを構築し、継続的な業務改善に取り組みます。

仕事の仕方の最適化、ICTの活用、業務の集約化

## 3 アウトソーシングの推進

～民間企業等のノウハウの活用による県民サービスの向上～

### (1) 指定管理者制度の導入

民間企業等の能力やノウハウを活用しながら、県民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、導入の効果などを検証しつつ、可能なものから順次導入していきます。

### (2) 地方独立行政法人化

県とは別の法人格を有する組織が公共サービスを提供し、業務効率やサービスの向上が期待できる地方独立行政法人化について、効果などを検証しつつ導入の検討を進めます。

### (3) 業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、可能なものについて順次実施していきます。

## 4 ファシリティマネジメントの推進

～県有財産の総合調整・総合利活用に向けた取組～

経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理し活用していく「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を平成23年12月に策定しました。県有財産の利活用を積極的に推進するため、この方針に基づき、具体的な取組を進めます。

(1) 県有財産の有効活用、(2) 県有財産の総量縮小、(3) 県有施設の長寿命化

## 5 県組織の見直し

～行政需要の変化、新たな5か年計画推進を踏まえた適時適切な見直し～

### (1) 本庁組織の見直し

これまで実施してきた本庁組織の見直しの成果を検証した上で、新たな総合5か年計画の策定と並行して、各部局の役割・機能を整理し、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本としつつ、必要に応じて抜本的な見直しを行います。

組織の見直し、部局横断的・新たな行政課題への対応

### (2) 現地機関の見直し

県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、役割の強化、住民の利便性確保の視点などから、試験研究機関を含む現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

### (3) 県有施設のあり方の検討

利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡や民間団体への移管を進めます。

### (4) 公営企業のあり方の検討

平成15年に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づく取組を進めます。なお、電気事業については、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえ、改めてあり方の検討を行います。

### (5) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、第1期高等学校再編計画に基づく再編整備を進めるとともに、本方針の推進期間中に第2期再編計画の策定に向けた検討を行います。また、各種教育機関等のあり方について検討を行い、必要に応じて見直しを実施します。

### (6) 警察組織のあり方の検討

県警察では、これまで警察署の統廃合を始めとした組織再編を行っており、引き続き適正な業務管理を踏まえた警察組織のあり方を検討していきます。

## 6 定員の適正化

～ 県政課題に的確に対応したメリハリのある職員配置～

### (1) 定員の計画的な管理と適正な職員配置

限られた人員で県政課題に的確に対応し、持続可能な財政運営等を図るため、次のとおり定員適正化の目標となる計画を定め、事務事業や施設のあり方等を大胆に見直すなど、引き続き職員数の削減に取り組みつつ、メリハリのある職員配置に努めます。

< 年次別定員適正化計画 >

	H23.4.1 職員数	H24	H25	H26	H27	H28	合計	H28.4.1 職員数
一般行政部門	5,339	7	74	51	62	134	328	5,011
教育部門	18,113	142	134	164	358	246	1,044	17,069
警察部門	3,841	7	1			1	5	3,846
合計	27,293	142	209	215	420	381	1,367	25,926

(単位:人)

印数値はH23.4.1職員数の5%に相当します。

- (注) \* 「一般行政部門」: 知事部局、議会事務局、行政委員会、公営企業の職員  
\* 「教育部門」: 教育委員会(事務局・教育機関、県立中学校・高等学校・特別支援学校及び県が人件費を負担している市町村立小中学校・特別支援学校の教員・事務職員)  
短期大学、看護大学の職員  
\* 「警察部門」: 県警本部及び警察署の職員  
\* 「H23.4.1職員数」は総務省の「地方公共団体定員管理調査」による。

### (2) 人的資源の有効活用

新たな課題に的確に対応するため、事務事業の見直し等と連動した業務の「スクラップ・アンド・ビルド」を行った上で、職員一人ひとりの生産性を向上させるとともに、技術の継承等に配慮しつつ、少数精鋭で効果を挙げる組織運営を行います。

### (3) 非常勤職員の適正配置と活用

限られた人的資源の中で、効率的な業務執行を図るため、一定の手順や方法による特定業務や補助的業務を担う非常勤職員を配置し、効果的な活用を検討するとともに、処遇面にも配慮しつつ、非常勤職員数全体の適正管理に努めます。

## 7 外郭団体の見直し

～ 社会経済情勢の変化を踏まえ、引き続き見直しに取り組～

### (1) 改革基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

基本方針の見直し、 外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

### (2) 県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

## 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるため、歳入確保、歳出削減による持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

### 1 歳入確保の取組

～ 新たな歳入、県税収入、未収金縮減など歳入確保の取組を強化～

#### (1) 新たな歳入確保

ネーミングライツ(県有施設の命名権)や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

ネーミングライツの積極的導入、 広告収入の確保、 寄付金収入の確保

#### (2) 県税収入の確保

産業の活性化により中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の縮減や県独自の税の検討を進めます。

産業活性化による税収確保、 徴収率の向上に向けた取組強化、 県独自の税の検討

(3) 受益者負担の適正化

新たな手数料等の設定や定期的な金額の見直し、減免基準の見直しを行います。また、未収金縮減の目標を設定し、滞納者に対して厳正な対処を行うなど未収金縮減の取組を強化します。

使用料・手数料の見直し、 減免規定の見直し、 税外未収金縮減の取組

(4) 県有財産の有効活用

未利用土地・建物の売却、貸付けなどを積極的に推進するとともに、知的財産の活用などに積極的に取り組みます。また、基金を効率的に運用し利子収入の確保に努めます。

(5) 臨時的財源の活用

特別会計の内部留保資金の一般会計への繰出しを徹底するとともに、特定目的基金の活用により財源を確保します。

特別会計の内部留保資金の活用、 特定目的基金の活用

**2 歳出削減の取組**

～新たな施策に取り組むための徹底した事業見直しと経費節減～

(1) 抜本的な事業見直し

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、聖域なく徹底した見直しを毎年度実施します。

役割分担の明確化、 事業の必要性・有効性の検討、 事業の効率性の検討、 事業の終期設定、 県単独補助金の見直し、 協議会等負担金の見直し、 投資的経費の効果的配分とコスト縮減、 内部管理経費の徹底した節減、 効率的な予算執行

(2) 人件費の縮減

県民参加と協働の推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革など役割分担の明確化や効率的な行政運営に向けた取組により、人件費の縮減を図ります。

(3) 公債費の縮減

依然として高い水準にある公債費の縮減に向けて、引き続き、県債発行の抑制や元金償還の平準化、利子負担の軽減など中長期的に取り組めます。

**3 改革の効果と財政見直し**

～改革方針に基づく取組と追加的な収支改善で基金残高を確保～

(1) 歳入確保・歳出削減の効果額

改革方針に基づく取組の効果額として、5年間で468億円程度を確保します。

歳入確保	136.5億円	歳出削減	332.0億円
新たな歳入確保	4.9億円	抜本的な事業見直し	72.7億円
県税収入の確保	61.2億円	人件費の縮減	55.1億円
受益者負担の適正化	2.5億円	公債費の縮減	4.2億円
県有財産の有効活用	63.6億円	効率的な予算執行	200.0億円
臨時的財源の活用	4.3億円		

基金残高の見直し

(2) 財政見直し（平成24～28年度）

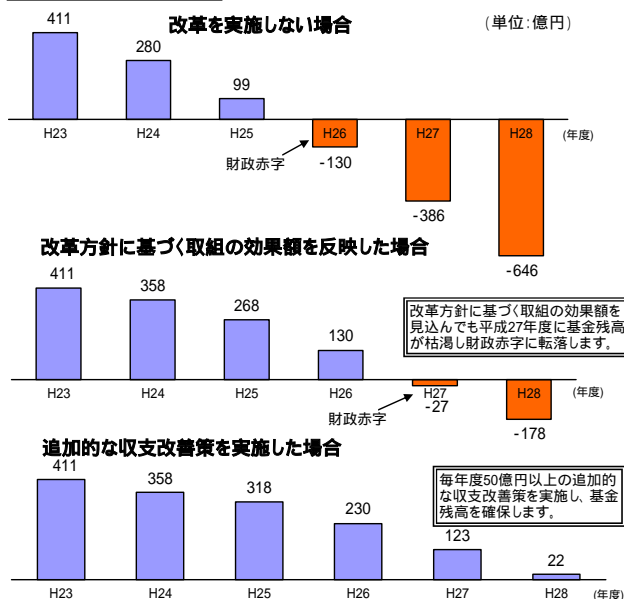
「改革方針に基づく取組の効果額」を反映した場合でも平成27年度には財政赤字に転落してしまうため、更なる事業見直しや人件費の削減など、毎年度50億円以上の「追加的な収支改善策」を実施し、基金残高を確保して財政運営を行っていきます。

改革方針に基づく取組の効果額を反映した場合 (単位：億円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
財源不足額	53	90	138	157	151
基金残高 (財政赤字)	358	268	130	27	178

追加的な収支改善策を実施した場合 (単位：億円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
追加的な収支改善策	-	50	50	50	50
基金残高	358	318	230	123	22





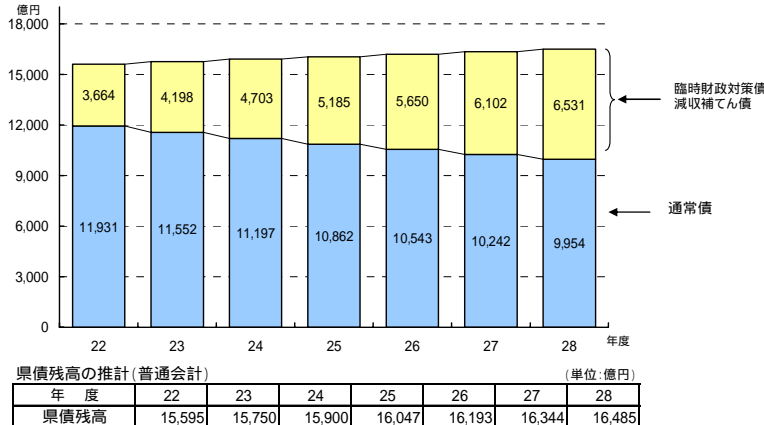
## 4 財政健全化に向けた取組

～ 更なる財政健全化に向けた将来負担の抑制～

### (1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し

#### 県債残高の見通し

通常債(建設事業等に充てる地方債)の残高は着実に減少しますが、臨時財政対策債の残高は増加していく見通しです。臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直しを国に強く求めていきます。



#### 健全化判断比率の見通し

実質公債費比率は、全国中位程度を目標に16%を上回らないよう縮減の取組を継続します。将来負担比率は徐々に改善していますが、更なる改善に向けて債務残高の縮減に努めます。

区分	H20決算	H21決算	H22決算	H23見込	H24見込
実質公債費比率 (全国平均、全国順位)	15.9 (12.8% 12位)	15.6 (13.0% 13位)	15.4 (13.5% 19位)	15.3	15.0
将来負担比率 (全国平均、全国順位)	221.4 (219.3% 31位)	220.8 (229.2% 31位)	204.8 (220.8% 30位)	204程度	204程度

地方債協議不要団体要件  
 ・実質公債費比率16%未満  
 (H24は経過措置14%未満)  
 ・将来負担比率300%未満

(注)H23以降は現時点での推計数値。経済情勢や国の地方財政措置による一般財源(税、交付税等)の状況により変動する

### (2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減

県債発行については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の発行規模などを注視しつつ、可能な限り発行抑制に努めていきます。また、県債残高については、地方の財源不足を臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図ります。

#### < 県債ごとの発行の考え方 >

##### 臨時財政対策債

「臨時財政対策債」は、国税等の減少により不足する地方交付税の振替えとして国から割り当てられるため全額を発行せざるを得ません。多額な発行による償還金の増加が地方財政を大きく圧迫することが懸念されるため、臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直しを引き続き国に強く求めていきます。

##### 建設事業債

「建設事業債」は、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備の財源として活用しますが、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、今後の当初予算における発行額は、原則として平成24年度当初予算額の範囲内とし、毎年度の予算編成の中で発行の抑制に努めます。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用します。〔建設事業債の平成24年度当初予算額 592億円〕

##### 退職手当債、行政改革推進債

「退職手当債」及び「行政改革推進債」については、極力発行の抑制に努めます。

## 5 県民や地域の声の反映と情報共有

～ 意見の反映と情報共有による開かれた財政運営～

### (1) 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業などの公表、県民意見の募集などにより、県民や地域の声を反映させるとともに、公表対象事業の拡大や住民の視点を意識した分かりやすい資料作成など、予算編成過程の一層の透明性向上に取り組みます。

地域の特性を生かした取組などを予算編成に一層反映するため、地方事務所長が地域課題に対応した施策を取りまとめて提案する仕組みを平成24年度から導入します。(平成23年度は試行的に実施)

### (2) 財政情報の公表

新たに補助金等一覧表を公表するなど、県財政の状況や予算・決算情報などを公表します。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

## 地方分権改革

個性豊かで活力のある地域社会を実現するため、地方が自らの判断と責任により自主的・自立的な行政運営を担う、地方分権改革を推進します。

### 1 国から地方への事務権限の移譲 ～事務権限の移譲に対する積極的な取組～

#### (1) 国の出先機関の原則廃止への対応

公共職業安定所（ハローワーク）や直轄道路の移管について、国における十分な財源措置を前提とした上で、知事会と連携を図りながら、その実現に努めます。

#### (2) 国の事務・権限の受入れ

国出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の受入れについて、まずは可能な限り県単独で受け入れることを前提として取り組みます。

### 2 長野県独自の自治の検討 ～本県の特徴を踏まえた独自の自治のあり方検討～

小規模な町村が数多く存在する本県の特徴を踏まえ、専門性の高い業務における事務処理の共同化について市町村とともに研究を進めるなど、将来の道州制の論議も視野に入れ、長野県の自治のあり方の検討をします。

### 3 市町村や他の都道府県との交流・連携強化 ～広域的な取組の推進による交流・連携強化～

観光振興、移住交流、鳥獣被害対策など、広域的な取組を推進することで、県民サービスの向上や事業効果の高まりが期待される分野や、災害対応などについて、市町村や他の都道府県との更なる交流・連携強化を図ります。

## 第3 国への提言

### 地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し

- 1 市町村、都道府県、国の役割を踏まえた権限移譲
- 2 義務付け・枠付けの更なる見直し

### 地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立

- 1 一般財源総額の確保・充実
- 2 臨時財政対策債の段階的縮減・廃止

### 国庫補助制度等の改善

- 1 全国的な課題に対する国での制度化や財源確保
- 2 超過負担の解消や制度改正に伴う確実な財源措置
- 3 経済対策関連基金事業の終了に伴う適切な措置

## 第4 方針の実施に当たって

平成25年度を初年度とする新たな総合5か年計画に基づく施策を着実に実行するため、本方針に掲げた取組を更に具体化し、県民サービス向上の仕組みづくりや安定した行政・財政基盤の構築に取り組みます。

### 県民、市町村、団体等の意見の反映

今回の取組内容は、県民生活や市町村行政とも密接に結びついているため、今後も県民・市町村・団体等への十分な情報提供や意見交換をしながら実施していきます。

また、県政モニター制度や職員提案制度などを活用し、県の行政経営理念に沿った改革に対する評価や意見などを把握して取組を進めていきます。

本庁部局や現地機関の大規模な見直しや外郭団体のあり方の見直しなどについては、必要に応じ審議会等の御意見を聞いた上で、実行に移していきます。

### 推進体制、実施状況の公表

「改革工程表」に基づき取組を推進し、毎年度「行政・財政改革推進本部」において検証を行った上で、実施内容や達成状況等を取りまとめて公表します。さらに、外部の視点からの問題点の指摘等も重要であることから、それぞれの分野の専門家など第三者の御意見をいただきながら、徹底した改革の推進に取り組みます。

## 第5 改革工程表 項目ごとの取組内容とスケジュールを一覧表に整理

平成24年(2012年)3月23日  
総務部財政課財政企画係  
奥田 隆剛 小池 広益 高橋 寿明  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(代表) 内線2053  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.lg.jp

平成24年(2012年)3月23日  
総務部行政改革課  
青木 弘 出川 広昭 奥原 秀一  
電話:026-235-7029(直通)  
026-232-0111(代表) 内線2553  
FAX:026-235-7030  
E-mail:gyokaku@pref.nagano.lg.jp